

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」 の公布について 平成 28 年 6 月 16 日公布

改正の概要

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成 28 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

改正の内容

現在暫定排水基準が設定されている 13 業種のうち、1 業種（粘土かわら製造業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行します。

また、残る 12 業種のうち 7 業種については、一部の項目について現行の暫定排水基準を強化します。その他 5 業種については現行の暫定排水基準を維持し、適用期限を 3 年間延長します。

施行日：平成 28 年 7 月 1 日

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

施行日：平成 28 年 7 月 1 日

ほう素及びその化合物 (mg/L)：一般排水基準 10 (海域は 230)

業種	制限等	現行 (H25.7.1～ H28.6.30)	見直し後 (H28.7.1～ H31.6.31)
旅館業(温泉を利用するもの)		500	500
粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造	120	一般
うわ薬製造業	うわ薬かわら製造の用に供するもの	140	140
ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業		50	40
金属鋳業		100	100
電気めっき業	日排水量 50m3 未満	40	30
	日排水量 50m3 以上	40	30
貴金属製造・再生業		50	40
下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50	50

ふっ素及びその化合物 (mg/L)：一般排水基準 8 (海域は 15)

業種	制限等	現行 (H25.7.1～ H28.6.30)	見直し後 (H28.7.1～ H31.6.31)
旅館業	自然湧出	50	50
	自然湧出以外	30	30
	昭和 49 年以降湧出で 50m3/日以上	15	15
ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業		15	12
電気めっき業	日排水量 50m3 未満	50	40
	日排水量 50m3 以上	15	15

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L) ：一般排水基準 100

業種	制限等	現行 (H25.7.1～ H28.6.30)	見直し後 (H28.7.1～ H31.6.31)
畜産農業		700	600
電気めっき業		300	一般
貴金属製造・再生業		3,000	2900
酸化コバルト製造業		160	160
ジルコニウム化合物製造業		700	700
モリブデン化合物製造業		1,700	1500
バナジウム化合物製造業		1,700	1650
下水道業	モリブデン、ジルコニウム化合物製造業 排水を受け入れているもの	150	130

詳細は環境省ホームページをご覧ください。(環境省報道発表より)